平成２９年（フ）第９７３号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番304―205号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目14番１―201号
債務者　土口　栄子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
堺市北区南花田町65番地２（202）
債務者　瀬尾　芳美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
大阪府羽曳野市西浦６丁目487番地
債務者　錦　百谷子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
北海道中川郡池田町字昭栄19番地の６
債務者　高間　靖雄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第８号
群馬県館林市苗木町2404番地の９
債務者　高瀬　和行
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第９号
群馬県太田市龍舞町410番地１　緑荘
債務者　島田　　昌
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１０号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷203番地　光星マンションⅣ―202号
債務者　畠山　　聡
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０８号
新潟県村上市大須戸465番地１
債務者　中山　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４９７５号
大阪府寝屋川市田井西町15番11号（101号）、前住所大阪府寝屋川市田井西町15番11号（201号）
債務者　畠山　賢治
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４９号
大阪府茨木市庄１丁目19番６号
債務者　萩野有紀子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４９号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号　ＹＯＵハイム俊徳　201、前住所大阪府東大阪市森河内西２丁目９番10号
債務者　髙木　桂子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７６号
大阪市東淀川区大桐２丁目12番４号　フジパレス大桐　102号
債務者　一ノ瀬祥子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２３号
大阪市福島区海老江７―22―27　ＲＩＺＥＯＮＥ　福島　505、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀乙76番地20
債務者　川上　広昭
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４４号
大阪市西区本田２丁目８番６―506号、前住所大阪市大正区平尾４丁目13番18号
債務者　箱﨑　明廣
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５２号
大阪府豊中市島江町１丁目３番14―708号
債務者　野中　敬子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部